

年金給付の経過措置一覧(平成 28 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金										遺族厚生年金
	資格 期間	被用 者年 金の 加入 期間	厚年 の中 高齢 加入 期間	加入 可能 年数	配偶者 の振替 加算の 乗率	配偶者の 振替加算額 (年額) (注1)	定額 部分の 読替	定額部分の参考単価 単価×読替率 (注3)	報酬比例部分の乗率 (1,000分の)		(男子) 支給開 始年齢		(女子) 支給開 始年齢		配偶者の 加給年金額 (年額) (含特別加算) (注2)	経過的 寡婦加算額 (年額) (注1)	
								単価 1,626円	総報酬制前	総報酬制後	報酬 比例 部分	定額 部分	報酬 比例 部分	定額 部分			
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。															585,100円	
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	224,500円	1.875	3,049円	9,500	7,308	60歳	55歳	224,500円	585,100円			
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	218,439円	1.817	2,954円	9,367	7,205	〃	〃	〃	555,096円			
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	212,602円	1.761	2,863円	9,234	7,103	〃	〃	〃	527,315円			
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	206,540円	1.707	2,776円	9,101	7,001	〃	〃	〃	501,518円			
昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	200,479円	1.654	2,689円	8,968	6,898	〃	〃	〃	477,500円			
昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	194,642円	1.603	2,606円	8,845	6,804	〃	〃	〃	455,083円			
昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	188,580円	1.553	2,525円	8,712	6,702	〃	56歳	〃	434,113円			
昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	182,519円	1.505	2,447円	8,588	6,606	〃	〃	〃	414,453円			
昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	176,682円	1.458	2,371円	8,465	6,512	〃	57歳	257,700円	395,985円			
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	170,620円	1.413	2,298円	8,351	6,424	〃	〃	〃	378,603円			
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	164,559円	1.369	2,226円	8,227	6,328	〃	58歳	〃	362,214円			
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	158,722円	1.327	2,158円	8,113	6,241	〃	〃	〃	346,736円			
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	152,660円	1.286	2,091円	7,990	6,146	〃	59歳	〃	332,095円			
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	146,599円	1.246	2,026円	7,876	6,058	〃	〃	〃	318,224円			
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	140,762円	1.208	1,964円	7,771	5,978	60歳		290,700円	305,064円			
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	134,700円	1.170	1,902円	7,657	5,890	60歳	61歳	323,900円	292,562円			
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	128,639円	1.134	1,844円	7,543	5,802	〃	〃	357,000円	273,060円			
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	122,802円	1.099	1,787円	7,439	5,722	〃	62歳	390,100円	253,557円			
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	116,740円	1.065	1,732円	7,334	5,642	〃	〃	〃	234,055円			
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	110,679円	1.032	1,678円	7,230	5,562	〃	63歳	〃	214,552円			
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	104,842円	1.000	1,626円	7,125	5,481	〃	〃	60歳	61歳	195,050円		
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	98,780円	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	175,547円		
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	92,719円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	156,045円		
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	86,882円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	136,542円		
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	80,820円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	63歳	117,040円		
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	74,759円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	97,537円		
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	68,922円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	64歳	78,035円		
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	62,860円	〃	〃	〃	〃	61歳	—	〃	〃	58,532円		
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	56,799円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	39,030円		
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	50,962円	〃	〃	〃	〃	62歳	—	〃	—	19,527円		
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	44,900円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	—		
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	38,839円	〃	〃	〃	〃	63歳	—	〃	—	—		
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	33,002円	〃	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	—		
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	26,940円	〃	〃	〃	〃	64歳	—	〃	—	—		
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	20,879円	〃	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	—		
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	15,042円	〃	〃	〃	〃	65歳	—	〃	—	—		
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	—		
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	—		
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	—		
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	—		
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	—		

(注1) 老齢基礎年金の配偶者の「振替加算額」欄と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢でみます。
(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります
(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。
単価1,626円は平成16年改正後の額1,628円に改定率(平成28年度は0.999)を乗じた額。